

第二十四回国会 運輸委員會議録 第二十二号

昭和三十一年四月三日(火曜日) 午前十時五十九分開議

出席委員

- 委員長 松山 義雄君
理事今松 治郎君 理事日井 莊一君
理事木村 俊夫君 理事山本 友一君
理事青野 武一君 理事中居英太郎君
有田 喜一君 伊藤 郷一君
生田 宏一君 岡崎 英城君
佐伯 宗義君 關谷 勝利君
中嶋 太郎君 濱野 清吾君
堀内 一雄君 早稲田柳右衛門君
井岡 大治君 池田 禎治君
下平 正一君 榎 兼次郎君
正木 清君 山口丈太郎君

出席政府委員

- 運輸事務官(鉄道監督局長) 權田 良彦君
運輸事務官(自動車局長) 山内 公猷君
運輸事務官(觀光局長) 間島大治郎君
委員外の出席者 運輸事務官(自動車局長業務部) 黒住 忠行君
旅客課長 小倉 俊夫君
日本国有鉄道副總裁 手柴 佐八君
警備交通部長 志鎌 一之君
参事(警視庁) 専門員

委員生田宏一君辞任につき、その補欠として青木正君が議長の指名で委員に選任された。

三月二十八日 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三二一号)(参議院送付)

同日二十九日 道路運送法の一部改正に関する請願(河本敏夫君紹介)(第一六二二号)

同日二十九日 同(小島徹三君紹介)(第一六二三号) 同(堀川恭平君紹介)(第一六二四号) 同外一件(菅藤新八君紹介)(第一六九号)

同日二十九日 同(五島雄雄君紹介)(第一七一二号) 同(大橋忠一君紹介)(第一七二二号) 自動車損害賠償保障法の一部改正に関する請願(須磨彌吉郎君紹介)(第一六二五号)

同日二十九日 同(宮澤胤勇君外三名紹介)(第一七一三号) 高萩駅、北常陸大子町間に国営自動車運輸開始の請願(石野久男君紹介)(第一六二六号)

三月二十七日 委員細田綱吉君及び山口丈太郎君辞任につき、その補欠として榎兼次郎君及び松尾トシ子君が議長の指名で委員に選任された。

同日二十八日 阪神国際空港の開設に関する陳情書

(兵庫県商工会議所連合会会頭岡崎真一)(第四六二号) 道路運送法の一部改正反対に関する陳情書(金沢市古道三番地石川泉自家用自動車協会长理事大島新一)(第四六四号)

同日二十九日 同外一件(名古屋市昭和区東郊通九丁目十五番地愛知県自家用自動車協会长山本一二外一名)(第四九三号) 大宮、高崎間の電車化促進に関する陳情書(埼玉県議會議長桑田愛三)(第四九一号)

本日(友)委員長代理 たいだいまより運輸委員を閉会いたします。

委員長が所用がありませんので、指名によりまして、暫時理事であります私(委員長の職務を行います) 旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、質疑を行います。山口丈太郎君。

○山口(丈)委員 たいだいま議題となりまして旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案について、二、三間島観光局長より御質問を申し上げたいと思っております。

まずその第一点は、この旅行あつ旋業者の資力、信用の点でございます。

事業を行う者といしましては、一定の資力と信用を有しなければならぬこととはもちろんでありますけれども、しかしこれが重要な認可の基準になるのであり、その要件となるものでありますから、従ってこれを法規に規定せられる以上は一応限界がはっきりしないと思つておりますが、資力信用の限界についてはどういふお考えをお持ちになつてゐるか、一応お尋ねいたします。

○間島政府委員 たいだいまお尋ねの資力信用の限度につきましては、法律には抽象的に資力信用とだけ書いてございまして、この法律の運用に当りましては、できるだけ具体的な基準を作りたいというところで、法制局もそういう方針でなるべく具体的な基準が示されることを希望いたしておりますので、私の方でいろいろ実情に合うように案を考へまして、現在のところでは大体日本人を対象といたしまして旅行あつせんを営みます業者に対しては純資産が二十万円程度というところを一応基準にいたしたい。ただし場合によりましてはもう少し二十万円以上のものでなくとも、第三者が二十万円を限度といたしますと、その保証に保証するといふふうな場合には、それでもいいというふうな考えにいたしております。どうしてこういう基準を作つたかと申しますと、お手元に先般差上げました資料によりまして、たとえば修学旅行等の団体を見ますと、百二、三十人くらいが平均になつております。それからまた平均の行程四、五日というようなところを見ますと、大体一つの団体を扱いますと二十万円ないし三十万円の金を扱つていふことになつてございます。そういう金を持ち逃げする場合は考えられませんので、現在御承知の通り営業保証金が五万円でありまして、それと合せまして二十五万円程度ということを一応基準に考へております。

○山口(丈)委員 国内旅行者の場合には、私は大体それでいけるのじゃないかと思つてゐるが、これはやはり国内旅行者と、海外からやつて参りまする海外旅行者のあつせん取扱いは、おのずからそこに区別を生ずると思つてゐる。特に観光に力を入れて観光行政に大きな期待を持たれる今日におきましては、外客の取扱ひにつきましてはよほど恥かしくない、高度な国際水準を維持するために必要な要件を持つていなくて、このあつせん業といふものはなかなかうまくいかないのじやないかと思つてゐるが、これは同一にお取扱ひになるつもりでありますか、それとも別にお取扱ひになるつもりでありますか、ちよつとお伺ひいたしたいと思います。

○間島政府委員 その点申し忘れませんが、仰せのごとく外人を扱います一般旅行あつせん業者につきましては、資力信用につきましてもさらに限度を上げなければいけないと思つてゐるが、現在のところにおきましては、一般旅行あつせん業者につきましては先ほど申し上げました資力の限度を四十

万円と考えております。そして御承知の通り現行法におきましては、営業保証金が最低二十万円になっておりますので、資力信用の限度を合せまして大体六十万円程度、こういうふうにご検討を次第でございませう。

○山口(支)委員 大体資力の基準につきましてはわかりましたが、次にお尋ねいたしますのは、このあつせん業者の性質を規正するために約款等の届出を規定せられておりますし、これはやはりむずかしい問題でありまして、事務的には約款の性質等によって判断するよりほかに方法がないと思っております。実質的にはその約款にいたしまして、その業者の解釈運用等によって非常に懸念な業者も生まれてくるわけでございますが、その場合に、やはり約款についても、いろいろ許可をします場合の約款の基準等はあらかじめ業者を示す必要がある、こういうふうにご検討をなされて、基準等についても一応提示せられるのであります。

○間島政府委員 旅行あつせん約款につきましては、改正法の十二条にありますが、こまかいことは運輸省令で定めることになっておりますから、どういふふうな事項を記載させるか、というふうな事項は記載させるべきか、ということにつきましては運輸省令で定めたいと思っております。その内容は、今考えておりますのは、旅行経費及び料金の收受または払い戻しに関する事項、それから旅行あつせん引受けに関する事項、それから旅行あつせんに関する責任の始期及び終期、いつからいつまで責任を持つか、それから免責事項、これはどんな旅行あつせん約款にもございませうが、不可抗力等、旅行

あつせん業者が責任を負うべからざる場合を規定したすわけでございませう。それから損害賠償の範囲というふうなものも、大体必要な記載事項といたしまして運輸省令で定めたいと思っております。ただこれだけだなしに、私の方ではこういう内容を盛り込んだモデルの約款を作りまして、大体こういう内容であれば差しつかえないというふうなことを、あらかじめ旅行あつせん業者に示したいというふうなことで、モデル約款というふうなものも現在大体成案を得ておる次第でございませう。

○山口(支)委員 約款を示したいというのでありますが、旅行者のあつせんをいたす場合には、やはりその旅行者の目的を最終的に果すまでの安全についての保障は、当然そのあつせん業者が負うべきものと思っております。たとえそれが旅行中に諸種の事故が起った、それも不可抗力による場合もありますけれども、不可抗力でない場合もある、盗難等の場合もございませうし、あるいは衛生上のいろいろな問題が起るわけでもありませう。こういうものについては責任は、当然あつせん業者において、半ばは負うべきものだと思つてございませう、この約款に盛り入れるという考えをお持ちであるかどうか。

○間島政府委員 もちろんお話のようない点につきましてはあつせん約款に盛り込むべきだと思つてございませう。ただ非常にまかく一々の場合を規定するわけには参りませんので、ある程度損害賠償責任の範囲を定めて、そういうことでも入り得るような条項は、あつせん約款の中に掲げるのは必要だと思つてございませうが、ただ具体的な場合を考へますと

いろいろな場合がございませうので、それを一々すべてこまかく約款に記載させるわけにはいかないと思つてございませう。従来はそういう点が非常にあつたわけでございませうが、具体的な場合には大体業者が有利に解決されておつたわけでございますが、今度はあつせん約款にそういう点も掲げさせますので、そういう点もトラブることは、ない、かように考へておつてございませう。

○山口(支)委員 その責任などの明確化については相当の自信を持つておられるようでありますから、せひともその約款中にはこれを明記していただくように希望をいたします。

それから次に第二十六条について伺いをいたしますと思つてございませう、第二十六條の二にはあつせん業者の規制の目的目的の掲げられておつて、その規定の目的の達成するに必要限度において、とまあいふわけに断つてあるわけでございます。そして次のこと

がいわれられておつて、「その職員に旅行あつせん業務を営む者の営業所、事務所又は代理店に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。」、こうなつておるわけでございます。この旅行あつせん業者と申しますのは特殊の事業でありまして、

もちろん監督を厳重にするというところはわかるのでありますけれども、他の営業と比較してあつせんにも監督官省の監督権限が強いに過ぎるのではないかと、これはあつせん運輸大臣が任命せられる職員によつて検査をされるのでありませうけれども、しかしその権限をその検査員の判断によつて常時や

られることになりませうと、あるいはその権限を乱用する憂いがある、そういういたしませうとこれは営業基本権に対する重大な干渉となると思つてございませうが、こういう点について一つ重大でありませうので、見解を明らかにしたいと思つてございませう。

○山口(支)委員 今のお話の立ち入り検査権につきましては、現行法におきましては、必要があるときだけに報告を聴取することができるといふだけになっておつて、不正行為等がございませうと登録の取り消しといふような問題が起りました場合に、業者にとりましては自己に不利なことでありますので、報告をしないといふふうなことで、そういう事実がございませうても結局処分ができない場合が非常に多いのであります。そのために万やむを得ずこういう取組み方からの要望もあつて、立ち入り検査権を今度の改正法で考へたわけでありませうが、しかしお話のごとくどういふ権限はできるだけ乱用を防がなければいけない、必要の限度にとどめなければいけないと考へておつて、この運用に当りましては立ち入り検査権を持つておつて運輸大臣あるいは都道府県知事が、当該職員に対しましてはつきりとした指示をする。つまり立ち入りする場所、またどういふ要件で入るかということ、それから立ち入り検査の範囲をどういった権限を持つておる長がはつきり指示をした後に入らせる、こういうふうな制度にしたい、かように考へておる次第でありませう、ただ漫然と当該職員が業者の

営業所に立ち入りするといふことは絶対にさせない、必ず長が具体的な事件に關しまして立ち入り検査の範囲、どういった要件についてどういった書類を見るかといふふうなことを具体的に指示された後、初めて入らせる、こういうふうなことを考へておつてございませう。

○山口(支)委員 これは非常に重要なことですから、もう一度明らかにしていただきたいと思つてございませう、長の必要と認める場合に限り立ち入り検査をさせる、こういうことであります。しかしその立ち入り検査を必要とするといふ認定は、形式上は運輸大臣とあるいは都道府県知事の長となりませうが、実際にはその事務を担当する事務者の判断によつて行われるようになると思つてございませう。そういう場合に限度がなくするので非常に危険だと思つてございませう、その認定をする場合においても、不正の事実がはつきりとわかる、あるいはその申告制度によつてはつきりした不正がつかめた、そういうふうな事実が基に基いたしてなされるというもので、ただ一般的な、通俗的な判断に基いてこれをなすといふことになれば、大へんなことになるのじゃないかと思つてございませう、これは申告制もしくはそういう事実のはつきりとした現実性の上で立つてやられる行為ですか。それとも一般通俗的な考えに立つての行為としてやられるのですか。そうならばこれは一種の司法権をも付随するものであつて、非常に問題が出てくると思つてございませう。デリケートなばかりでなく、重要であつて、ひとりこれのみに限らず、あらゆるサービス業においても言えることでありませうし、その他の

長席席)

○間島政府委員 今のお話の立ち入り検査権につきましては、必要があるときだけに報告を聴取することができるといふだけになっておつて、不正行為等がございませうと登録の取り消しといふような問題が起りました場合に、業者にとりましては自己に不利なことでありますので、報告をしないといふふうなことで、そういう事実がございませうても結局処分ができない場合が非常に多いのであります。そのために万やむを得ずこういう取組み方からの要望もあつて、立ち入り検査権を今度の改正法で考へたわけでありませうが、しかしお話のごとくどういふ権限はできるだけ乱用を防がなければいけない、必要の限度にとどめなければいけないと考へておつて、この運用に当りましては立ち入り検査権を持つておつて運輸大臣あるいは都道府県知事が、当該職員に対しましてはつきりとした指示をする。つまり立ち入りする場所、またどういふ要件で入るかということ、それから立ち入り検査の範囲をどういった権限を持つておる長がはつきり指示をした後に入らせる、こういうふうな制度にしたい、かように考へておる次第でありませう、ただ漫然と当該職員が業者の

営業所に立ち入りするといふことは絶対にさせない、必ず長が具体的な事件に關しまして立ち入り検査の範囲、どういった要件についてどういった書類を見るかといふふうなことを具体的に指示された後、初めて入らせる、こういうふうなことを考へておつてございませう。

○山口(支)委員 これは非常に重要なことですから、もう一度明らかにしていただきたいと思つてございませう、長の必要と認める場合に限り立ち入り検査をさせる、こういうことであります。しかしその立ち入り検査を必要とするといふ認定は、形式上は運輸大臣とあるいは都道府県知事の長となりませうが、実際にはその事務を担当する事務者の判断によつて行われるようになると思つてございませう。そういう場合に限度がなくするので非常に危険だと思つてございませう、その認定をする場合においても、不正の事実がはつきりとわかる、あるいはその申告制度によつてはつきりした不正がつかめた、そういうふうな事実が基に基いたしてなされるというもので、ただ一般的な、通俗的な判断に基いてこれをなすといふことになれば、大へんなことになるのじゃないかと思つてございませう、これは申告制もしくはそういう事実のはつきりとした現実性の上で立つてやられる行為ですか。それとも一般通俗的な考えに立つての行為としてやられるのですか。そうならばこれは一種の司法権をも付随するものであつて、非常に問題が出てくると思つてございませう。デリケートなばかりでなく、重要であつて、ひとりこれのみに限らず、あらゆるサービス業においても言えることでありませうし、その他の

産業においても言えることであり、す。一つこの点についてははっきりと見解をきめて、ここで示しておいては、ただかないとも危険な気がいたし、ますから、もう一度その点についてはっきり伺いたい。

○間島政府委員 ただいまの点につきまして、ここに書いてあります立ち入り検査権は、一般的な検査の意味での立ち入り検査ではないと私は考えております。具体的に不正行為等がありまして、それが事実であれば登録の取り消し等をしなければならぬというふうな場合に、一方的な消しをする者の申し立てだけでは取り消しをするわけにも参りませんので、やはりまず第一段としては報告の聴取を求める。それも出てこないという場合に初めて立ち入り検査というを行うわけであり、立ち入り検査もそういう具体的な事件に限りまして立ち入り検査の範囲をはっきり示しまして、立ち入り検査をさせる、こういう方針でありますので、この立ち入り検査の趣旨並びに実施の方法につきましては、関係者にはっきりとその趣旨が伝わるように通知をいたしたい、かように考えております。

○山口(文)委員 私が今まで申し上げたのは、きわめて重要な問題について申し上げたのですが、これは私はただ単なる通牒やその他では徹底しないと思ひますので、あるいはこれは施行令もしくは省令としてはっきりさせる御意思があるかどうか、最後にお伺いいたします。

○間島政府委員 ただいまの点につきましては、実はいろいろ調べました、従来立ち入り検査を認めておる法律令はたくさんございまして、施行規則でその実施方法を具体的にきめておるものはほとんどないようであり、現在省内では関係箇所等々でできるだけ施行規則の中に、今私が申し上げましたようなことを入れるように打ち合せをいたしておりますので、御希望に沿いたい、かように考えております。

○山口(文)委員 これで終わります。

○松山委員 ほかには質疑はございませんか。――質疑がなければこれにて終了します。

これより討論に入りたいと思ひますが、通告がございませぬので、直ちに採決いたします。

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出一三三三号)(参議院送付)を原案通り可決いたすに御異議ございませんか。

律令はたくさんございまして、施行規則でその実施方法を具体的にきめておるものはほとんどないようであり、現在省内では関係箇所等々でできるだけ施行規則の中に、今私が申し上げましたようなことを入れるように打ち合せをいたしておりますので、御希望に沿いたい、かように考えております。

○山口(文)委員 これで終わります。

○松山委員 ほかには質疑はございませんか。――質疑がなければこれにて終了します。

これより討論に入りたいと思ひますが、通告がございませぬので、直ちに採決いたします。

旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出一三三三号)(参議院送付)を原案通り可決いたすに御異議ございませんか。

○松山委員 御異議ございませんか。

○松山委員 御異議がございませぬので、さように取り計らいます。

○松山委員 御異議がございませぬので、さように取り計らいます。

○松山委員 御異議がございませぬので、さように取り計らいます。

○松山委員 御異議がございませぬので、さように取り計らいます。

○山口(文)委員 私は陸運に關して御質問を申し上げたいと思ひますが、時問をお急ぎのようでありませぬから、警視庁の方からお伺いをいたします。

これは主としてハイヤー、タクシーあるいはトラック等の自動車交通に關する問題でございませぬ。まず第一にお伺いしたいのは、最近の自動車事故と

毎日都内におきましても、その取締りの任に當つておられる警ら交通関係の方々は非常な努力をして、事故の未然防止のために働いておられると思ひますが、しかし毎日死傷者を出し、あるいは自動車の破損事故等、多くの事故を出しておられるわけにございませぬ。まずこの最近の事故の性質は、警視庁において調べられてはつきりして

いると思ひますが、一体どういう性質の事故が一番多いか、資料があれば一つ数字をあげて御説明を願ひたい。

○手柴参考人 最近の警視庁管内の事故は、どういふ性質の事故が多いかというお尋ねでございませぬ。事故を起した内容から申し上げますが、自動車が第一原因者で起した事故が非常に多いのであります。その自動車がどういふために事故を起すかという点でありますが、まずこれは昨年でありませぬ。一番多いのは前方注意義務を怠つたもの、運転中前方をよく注意して横断車があるかどうか、あるいは何かの障害がないかどうかというのを運転者は注意をして運転をすべきであ

りませぬ。これを怠つたために昨年中に起した事故は二千八百五十三件でございませぬ。これは全事故の二一・七%に當つております。その次は優先通行権の無視、これは横断歩道がございませぬところへ、しかも信号機があつて青信号のときに歩行者が通行して

おる場合は自動車が一時停車して、その後歩行者を優先的に通行すべきでありませぬが、これを無視したために起した事故が一千四百三十三件、これは一〇・九%に當つております。その次は追い越し不注意、追い越すときはその場所あるいは状況等を見まして追い越しをするのでありませぬが、そういう注意を怠つて追い越しをしたために起したのが一千三百三十四件、一〇・一%であります。一〇%以上のものは大体そういうのでありませぬ。次はハンドルの操作が十分でなかつた、あるいは速度違反であつたり、めいいては運転あるいは右折れの不注意、こういう順序になりまして、そのほかいろいろございませぬが、自動車の側のおもつた不注意違反というものは以上申し上げたような状況であります。

また歩行者側の不注意によつても事故は起るのでありませぬ。この面の事故は、道路を横断中に不注意のために事故を起した、これは明らかに歩行者の方がむしろ自動車よりは不注意であつたと考えられますが、これも昨年中に四百三十件あります。しかもこれは歩行者側の過失による事故の總数の四三・四%に當つております。それから自動車あるいは他の諸車から自動車の側にかかわらず、ひよつと歩道の方から車道に飛び出した、これはおもに幼児等に多いのでありませぬが、

これがために起つた事故が二百八件、二一%、それから酔つぱらつて道を歩いておつたために事故を起したというのが九一件、九・一%それから線路踏み切りの不注意のために起した事故が七一件、七・一%、あるいは子供が路上で遊んでおつたという、路上遊戯による事故が四十七件、四・七%、その他幼児の一人歩き、あるいは信号無視、対面交通違反、横断でなく車道を歩いておつたということ、おもな原因はこういふことになりませぬ。

○山口(文)委員 ただいま事故の性質の種類を御報告になつたのですが、私はこの前方注意義務の怠慢あるいは優先通行権の無視、こういう悪質なもの申しますか、非常に件数の多い事故の原因は、取り調べられた結果どういふところにそういう原因があつたかを一つ明確にしたいと思ひます。

○手柴参考人 ただいまの自動車の側が一番多い前方注意義務の怠慢であるか、あるいは優先交通権の無視というものは、そういうことを起す原因がどういふところにあるかというお尋ねのようでございますが、これはなかなか困難な問題でございまして、起きた事故に対して、一体どういふわけで前方注意義務を怠つたかと申しましても、なかなかこれははつきりせぬのでありませぬ。あるいははつきりする場合もございませぬ。あるいは非常に過勞による場合もございませぬ。あるいはまた法令の順守事項でありませぬからこれを十分知つておらない、忘れてしまつた――もちろん運転者でありませぬから、法令の試験を受けて免許を受けておるわけでありませぬ、一応知つ

ておるけれども、これを怠つたために昨年中に起した事故は二千八百五十三件でございませぬ。これは全事故の二一・七%に當つております。その次は優先通行権の無視、これは横断歩道がございませぬところへ、しかも信号機があつて青信号のときに歩行者が通行して

おる場合は自動車が一時停車して、その後歩行者を優先的に通行すべきでありませぬが、これを無視したために起した事故が一千四百三十三件、これは一〇・九%に當つております。その次は追い越し不注意、追い越すときはその場所あるいは状況等を見まして追い越しをするのでありませぬが、そういう注意を怠つて追い越しをしたために起したのが一千三百三十四件、一〇・一%であります。一〇%以上のものは大体そういうのでありませぬ。次はハンドルの操作が十分でなかつた、あるいは速度違反であつたり、めいいては運転あるいは右折れの不注意、こういう順序になりまして、そのほかいろいろございませぬが、自動車の側のおもつた不注意違反というものは以上申し上げたような状況であります。

また歩行者側の不注意によつても事故は起るのでありませぬ。この面の事故は、道路を横断中に不注意のために事故を起した、これは明らかに歩行者の方がむしろ自動車よりは不注意であつたと考えられますが、これも昨年中に四百三十件あります。しかもこれは歩行者側の過失による事故の總数の四三・四%に當つております。それから自動車あるいは他の諸車から自動車の側にかかわらず、ひよつと歩道の方から車道に飛び出した、これはおもに幼児等に多いのでありませぬが、

これがために起つた事故が二百八件、二一%、それから酔つぱらつて道を歩いておつたために事故を起したというのが九一件、九・一%それから線路踏み切りの不注意のために起した事故が七一件、七・一%、あるいは子供が路上で遊んでおつたという、路上遊戯による事故が四十七件、四・七%、その他幼児の一人歩き、あるいは信号無視、対面交通違反、横断でなく車道を歩いておつたということ、おもな原因はこういふことになりませぬ。

○山口(文)委員 ただいま事故の性質の種類を御報告になつたのですが、私はこの前方注意義務の怠慢あるいは優先通行権の無視、こういう悪質なもの申しますか、非常に件数の多い事故の原因は、取り調べられた結果どういふところにそういう原因があつたかを一つ明確にしたいと思ひます。

○手柴参考人 ただいまの自動車の側が一番多い前方注意義務の怠慢であるか、あるいは優先交通権の無視というものは、そういうことを起す原因がどういふところにあるかというお尋ねのようでございますが、これはなかなか困難な問題でございまして、起きた事故に対して、一体どういふわけで前方注意義務を怠つたかと申しましても、なかなかこれははつきりせぬのでありませぬ。あるいははつきりする場合もございませぬ。あるいは非常に過勞による場合もございませぬ。あるいはまた法令の順守事項でありませぬからこれを十分知つておらない、忘れてしまつた――もちろん運転者でありませぬから、法令の試験を受けて免許を受けておるわけでありませぬ、一応知つ

ておるわけでありませうけれども、中にはそうでない、忘れてしまったという様な人もないではないのでございませう。その優先通行権の無視というのは、実は最近では非常に私どもはよくなつたと考えておるのでありますが、それにいたしましても先ほど申し上げましたような事故の件数を生じておるのであります。結局運転者の人々が、いま少しく自分のことだけでなく、人も一諸に道路を歩いておるのだという交通道義と申しますか、こういう面を重んじていただいたならば、事故は非常に減るのじゃないか、かように考えておるのであります。

○山口(文)委員 きわめて多い事故の原因についてお尋ねしたのですが、あまりはつきり原因がつかめてないようです。私はこういう事故を未然に防止するといふ建前からいいますと、この事故の原因というものは厳格に取締り当局としましては究明をして、行政上の欠陥があれば、行政上の欠陥の重大な資料になることですから、これはどうしても明確にされないと、運転手の処分等、行政処分の問題なども、そう軽々しくはきめられないと思つておる。そういう点からいけば、私どもの経験によつても、相当嚴重に調書をとられておるのであるが、警視庁の方では、最近はそのような事故がどういふ原因によつて起きたかについて、運転手をお取り調べになつていないのですか。ただ事故そのものを犯した不都合だけを調書にとつて行政処分しておられるのですか。どちらですか、その点を伺いたいのです。

○手柴参考人 もちろん起りました事故については、具体的にその事故の状況、起つた原因等も調べておられます。しかし、たとえば非常に過勞であるとか、あるいは、めいめいこの中にあるか、あるいは、これは別でありませうが、いろいろ理由を調べておられますけれども、その辺の統計は実はたいへん持つておりませんで、はつきりお答えができないのでありますが、取調べはいたしております。

○山口(文)委員 私は運転手の処分の問題その他から起きた事故の重大原因については、運輸省側に質問をいたしたいと思つておるが、その場合の資料として非常に重大だと思つておいでを願つたのですが、件数だけではありません。二、三年前までは交通警らに行き過ぎも非常にありましたが、といふのは、各所に隠れていて、違反者を頭から犯罪者として取り扱う。事故の未然防止ともなつて、犯罪の未然防止でなければならぬのであります。いたずらにそれを犯罪者として扱うといふことは、どうも行き過ぎの感があつたわけですが、最近はそのような点についてはよほどよくなつたようでありませうけれども、今日現場で働いておられる運転者の二重処分の問題です。行政罰と刑罰の二つの処分が同時に課せられる。たとえば免許証を取り上げる。そのあとで罰金を食はされる。こういうことになりませうと、非常に貧困なものでありますから、その負担が非常に大きくなるばかりではなく、生活の非常な脅威になる。一方において、業界の方では極端な歩合制がとられておりますために、なお一そうスピード違反、あるいは優先、あるいは前方注視の義務等を知りつつも、それを犯してもなお収益を上げようというあせりがその中に見られる。こういうようなものも私は、事故を未然に防く、あるいは犯罪を未然に防ごうといふのが法の目的であるにもかかわらず、実際にはそういうことが高じますと、今申しましたように因果はめぐんで、ますます事故件数を多くするようになる。こういう二重処分の問題については、よほどこれは考えなければならぬのではないかと思つておるが、一体最近の状況はどういふことになつておるのですか。ただスピード違反で免許証を警察に持ち込んでしまふ、こういうような行為は非常に困ると思つておるが、一体どういふふうになつておるのですか、その処分状況についてお尋ねしたいと思つておる。

○手柴参考人 行政処分の問題でございますが、二重処分というお話もございませうが、考え方によつてはさうなことになるわけでありませう。しかし一般に特殊の業務に従事する者は、これは特殊の業務なるがゆゑに特別の処分を受けるということはあるわけでございます。運転者については免許を受けなければ運転ができません。従いまして免許を受けた者は、一般の免許を受けないで道を歩いておる人たちよりも、よけいにやはり注意義務なり何なり課せられておる。従いましてこれが交通法令に違反しました場合には、交通法令違反として処分を受けるほかに、その業務に資格であるかどうかという問題が出てくるわけでありませう。

○山口(文)委員 免許の取り消しといふのは相当懲罰なものだと思つておるが、これについては私は、乱用してはもろろんいけません。この数字は大したことはないと思つておる。一時停止が一番問題だと思つておる。一カ月なり一週間なり十日なり、いろいろの段階を設けて、そうして一時停止をされるのでしようが、その一時停止をされるような人は、必ず罰金がつき過料がついておるので、一たんやりますと免許をとられて、はなはだしきは一カ月の停止をされる。その上に何千円という罰金がかかる。一方働いておらぬものですからどうもその罰金が払えません。それでその罰金をかせぐた

めにもまた無理をする。またつかまる。こういうようなわけで罰金が非常に滯納になる。今度はその罰金を納めなければ収容して罰金に相当額の日数は拘留する、こういうようなことになつて非常に生活に脅威を來たす。こういう訴えが自動車の運転手からはひんびんとして参つておられます。これは取締りの面から見ると、一時停止であるからして大したことはない、こうお考えになるのじゃないかと思つておるけれども、これはきわめて重要な要素をはらんでおつて、取締りがかへつて次の違反へのいわば動機を与えておるものとも言えるので、本来の目的にそぐわないのじゃないかと思つておる。しかもひんびんに免許権の一時停止ということが行われる、これはゆゆしい問題だと思つておる。これはゆゆしい問題だと思つておる。これはゆゆしい問題だと思つておる。これはゆゆしい問題だと思つておる。

○手柴参考人 結局行政処分の本質の問題になるわけでございますが、現在は道路交通取締法の第九條に免許の取り消しまたは停止をするといふことがはつきりありますので、これに該当するものは行政処分をいたしておるのであります。従いまして現在やつておること自体は、私は不都合と考へておる。従いまして、しかし行政処分の現在のあり方が必ずしもそれでいいのかわかりませぬが、やはりこれは相當研究の余地もあると思つておる。私どももいたしましてもいさ少し納得のいふ方法があるならば、そのように監督官庁に上申をいたしまして、改正をしていただきたいという氣持を持つて、相當いろいろな方面から研究中で

して、こういう面で行政処分が司法処分のほかに行われておる、かように考へておるのであります。従いまして行政処分自身は当然あるべきじゃないか、かように私は考へておるのであります。現在の行政処分で、昨年一年中に免許の取り消しをやりましたのが、百三十五件でありませう。それから停止、これは少いのは三日とか五日とか、多いのは九十日とか百日といふものもございませうが、件数で二万一千五百二十四件でございます。これは免許の一時停止でございます。そのほかには軽微なもの、あるいは初めて違反をやつたといふような人たちで、行政処分をなくすかと思つておられるものの中で、停止あるいは取り消しをいたしませんで、講習をやりまして、本人に反省を求めるといふ数が約一万二千人でございませう。これは人を集めて講習したわけでありませう。これは行政処分の停止等にかわるわけでありませう。

○山口(文)委員 免許の取り消しといふのは相当懲罰なものだと思つておるが、これについては私は、乱用してはもろろんいけません。この数字は大したことはないと思つておる。一時停止が一番問題だと思つておる。一カ月なり一週間なり十日なり、いろいろの段階を設けて、そうして一時停止をされるのでしようが、その一時停止をされるような人は、必ず罰金がつき過料がついておるので、一たんやりますと免許をとられて、はなはだしきは一カ月の停止をされる。その上に何千円という罰金がかかる。一方働いておらぬものですからどうもその罰金が払えません。それでその罰金をかせぐた

ごさいます。

○山口(丈)委員 それではその問題は
このくらいにして、次に私はきょう新
聞に報道せられた点についてお伺いを
するのでありますが、実はきょうの新聞によ
りますと、東京都新宿区新宿、ハイ
ヤー、タクシーの三和自動車株式会
社の従業員が家族連れで旅行をいたしま
して、その帰途でありますか、その三
和自動車の責任者は松原徳幸というの
ですが、この人の責任でイースタン観
光バスに乗って旅行をしたようであり
ます。一方警視庁の予備隊、伊藤安雄
警部が責任者でありまして、時節柄の
ことでありますからリタリエーション
をやられたようでもあります。ところが
遺憾なことには、この二つの団体が、
酒の上でしようが、横浜市戸塚区平戸
町、ここに休憩所の梅園というところ
があるようであります。そこで二日
の午後四時二十分ごろ非常なトラブル
を起しておるのであります。もちろん
警官といっても人でありまして、お互
いに感情の行き違い等もありません。ま
た酒を飲んでの失敗もありません。これ
は人間としてあり得ることでありま
すから、それを個人々人について私は責め
ようとは考えません。あやまちもある
ということとは認めません。しかしこの新
聞の報道によりまして、どうも許しが
たいのは、この警官たちが集団で相手
の団体との間で乱闘を繰り返してお
る。そして双方に十数名の負傷者を出
しておる。個人々々のいさかいである
ならば、これはお互いの過失である
というところで私は認められると思いま
すけれども、集団で渡り合うというこ
とについては断じて許しがたい行為であ
る、こういうふうにごさいます。

これは大体どうということなのですが、
私は遺憾に思うのですが、お考えはど
うですか。

○手柴参事人 ただいまのお尋ねの問
題でございまして、実は私の主管が違
うのでございまして、報告も受けてお
りません。ただ私もけさ新聞を見まし
て、こういう事件があったということに
は、私どももいたしましてまことに
残念なことだと考えておりますけれど
も、具体的に問題がどうであったかと
いうことは私存じませんので御了承願
います。

○山口(丈)委員 これは運輸とは所管
も違うことですが、警視庁長に聞いて
も知らぬと言われればそれまでの話で
ありますけれども、やはり身をこれに
置かれる以上は一つ聞いていただきたい
のは、私は子供が煩悩ですから、子供の
ことについては盲目的になるくらいな
ことではなかったかと思っております。
禁漁区域の池で子供が魚をつつてお
して重傷を負わした。ところがそれに
してもどうも割り切れないと考えるの
は、常にそれが警察官なるがゆえに合
法化されておるような傾向があるの
ではないか。これは私としては非常に強
い印象を受けます。反省どころではな
くて、逆にごうごう子供にせよ、法
を犯しておる者については、犯した者
自体が悪いのであって、拳銃を撃った
者は合法なんだ、こういう記事が新聞
に報道されました。私はまことに遺
憾に思ふのです。この場合にもこれは
所管は違つたとしても、警官が
いやしくも集団でこういう暴行を加え
ておる。今までの印象からいいます

と、これは警視庁長にしっかりとしま
らなければならぬ。と申しますのは、
この団体はハイヤー、タクシーの
三和自動車の交通業者です。今まで警
察がそういうことをやると、世間的に批
判を買うようなことになれば、悪い旨
をやるのです。戦後は皆さん、民衆の
警察たらんとして非常に努力をされて
おりますし、私は非常に信頼してお
りけれども、今なお全部が全部信頼す
るけれども、今なお全部が全部信頼す
る。必ずしつべし返しをやる。われわ
れは国民の代表として法律を作つて、
その法則に基いて秩序を維持してら
うようにその権限を与えてあるけれ
ども、そういうためにその権限を委託さ
れている受託者がどんなことをしても
いいのだ、言葉が過ぎるかもしれませ
んけれども、どんなことをしてもそれ
は合理化してやむやみに済ませるの
だ、しかしその委託した主権者である
一般人は、どんなことをされても泣き
寝入りだということにはならないと私
は思う。むしろその一般人こそが主権
者でなければならぬ。そうすると、
その一般人があなた方に権利をまかせ
ておるのです。そういうようなことを
やつて、警察当局者は、本日新聞に出
ておる談話を見ますと、一向に反省の
色がない。子供のときに警官が発砲し
たのと同じように、また合理化しよ
うという傾向が非常に濃厚である。これ
をこのまま推し進めていきましたと、必
ず自動車にしましつべし返しをやるかもし
れないという非常な恐怖心が私にわい
てきます。こういうことでは、私は交
通の重要な取締りに当られるあなた方
としても、よほどこれについては注意

をしてもらわなければ困ると思いま
す。こういう点からも、私はきょうは
警視總監に來てもらつて、この実情に
ついて、またこの事態收拾について問
いただそうと思つたのですけれども、
お見えになりませんのは非常に遺憾で
すが、あなたはこういうような点につ
いて、取締り上からも部下をどう訓練
されておるか、一つ伺いたいと思
います。

○手柴参事人 警察官にときどき不都
合な行いがありまして、社会から非難
をされる問題もありません。われわれ
この点については、私も警視庁職員
としてまことに申しわけないと思つて
おります。ただいま、昨日の横浜市にお
ける事件の相手方が交通関係業者であ
るから、これにしましつべし返しの取
締りをするのではないということに御注
意をさせていただきます。もちろん私ど
もはさようなことはいたしません。ど
の会社がどうということでは從來も取締
りはしてありませんので、今後も特に
三和交通について取締りに心を加え
て、嚴重にするというようなことはし
ないつもりでございますから、その点
は御安心いただきたくと思つてます。な
お御趣旨は帰りまして總監並びに警務
部長によく伝えたいと思つてます。

○松山委員 手柴参事人にちよつと
申し上げますが、ただいまの山口さん
の質問に、しましつべし返しの問題がござ
いまして、ほんとうに往々そういう
ようなことがやはりありがちですか
ら、十分その点は気をつけてもらいた
い。三和だけの問題じゃないのです
が、よくそういうようなことがあり
ただくようにお願いします。關谷君。

○關谷委員 先ほど山口委員から道路
交通取締法によるところの処罰等につ
いての御質問があったようでありま
す。私はこの機会に警視庁長に道
路運送法の違反者に対しますところ
の処分につきましてお伺いを申し上げ
たいと思つてます。この道路運送法に規
定いたしておりますのは、これは主と
して自動車運送事業者を処罰すること
になっておるのでありますが、いろい
ろな違反をなくするためには、この道
路運送法に規定をいたしております百
三十二条であります。この処分対象
というものを明らかにして、運転者
も取り締まることにはいたさなければ、い
ろいろな道路運送法の違反ということ
は絶滅することはできない、このよう
に考えますので、お伺いを申し上げた
のであります。

少し詳細に申し上げますと、乗客を
乗車拒否をいたしました場合には第十
五条の規定があり、料金を違反をやつた
場合には第八条の違反ということにな
り、さらに区域外営業をやりました場
合には第二十四条の違反になるという
ことではあります。百三十二条の解釈
いかにあります。これが事業者の
みを罰するものであるというふうな解
釈する向きもあるのではないかと。また
一方におきましては、これは当然行為
者そのもの、運転手をも処罰すること
ができるのだ、このように解釈する人
も分れて、いまだこれがはっきりと
しておられないようでありまして、この
百三十二条の解釈については、警視庁
といたしましては、警視庁交通部長と
しておられるのか、事業者のみしか

五

罰せられないという見解をとっておられるのか、あるいはまた行為者、運転手そのものをも罰することができるのである、こういうような見解をとっておられるか、この点何っておきたいと思ひます。

○手柴参考人 道路運送法の解釈の問題でございますが、処罰を運転手もすべきか、あるいは事業者のみであるかというお問ひであります。私の方ではこれは東京地検あるいは東京交通関係の仕事を担当しておる検事というの打ち合せをして、この解釈について研究をしたのでございますが、現在のところでは運転手をこれで処分することは無理ではないかというように解釈しておるのであります。

○關谷委員 これは道路運送法を制定した当時の担当官あたりの解釈といたしましては、この百三十二条によつて行為者も処分することができるのだ、こういうふうな見解をとっておると私は聞いておるのであります。さらにまた法制局、法務省の刑事局あたりにおきまして、公式の場合にはそういうことをはっきり確定いたしておりませんので、発表をようしないけれども、私的に会談をした場合に、処分し得るのだという個人的な見解を漏らしておるのであります。大体罰則関係につきましてはあなた方が主管官庁になるわけでありまして、あなた方は一番よく研究をしておられなければならぬと思ひますし、これがはっきりとした解釈をすることがなければどうして取締りをする事ができない、従つて違反をなくすることはできません、こういうことになるのであります。もしこれで取締りができない

のだという解釈をあなた方がとられるとするならば、こういうふうな違反はどうかというふうにしてなくしようとなつた方はお考えになっておられるのか、この点具体的になお考えを承わつておきたいと思ひます。

○手柴参考人 この違反をいかにしてなくするかという問題はいろいろ考えられると思うのでございますが、業者が料金の認可を運輸大臣から受けて營業をしておるのでございますから、一応当然業者の責任としてさようなことを運転手にさせないというこの監督がまず第一じゃないか、かように考えるのであります。それからそういう事実が発見された場合には、もちろん私もその方でも運転手に注意も説諭もいたしておりますし、また不当に料金を取つたというふうな事実がはつきりした事例もありません。しかし私どもといたしましてはこの法規をはつきり、運転手にも責任ありというように改正をされまして、そうして私どもが取締りをして検察庁に送れるというようにしていただきたい、かように考えておるのであります。

○關谷委員 業者が運転手の監督をよくすることに努めておられるか、ということによつてそれをなくするといふふうな、まことに消極的な話でありまして、そうなると思ひます。それから、運転手に対して監督を一人ずつつけなければならぬといふことになつて参ります。そんなことはとてもできるものではないし、いろいろ監督はしておられるけれどもこういう違反があるというのが実情であります。ことに不当な料金を取つておれば、それをつかまえたときには返された事例もある

といふのであります。そういうときには積極的に、こういう不便があるから法をこういふに解釈をしてみたいといふ意見は、取締り官庁として私はあなた方の意見が当然出てこなければならぬ、こういうふうな考えのではありませんが、本日の私のお尋ねで初めて法を變えてもらいたいというお話でありますけれども、今までのようなあなた方の積極的な意見を、どこかその筋に開陳せられたことがあるかどうか、この点何とおきたいと思ひます。

○手柴参考人 この道路運送法の関係は、主たる官庁は陸運事務所でありまして、その方に私どもの方から意見を提出しておるわけでありまして、

○關谷委員 意見を出しておられるといふことですが、そこに自動車局長も旅客課長もおられるけれども、もしもそれを取り締れないといふふうなはつきりとした解釈をするといふのなら、こういうふうな改めてもらいたいといふことを警視庁から要求を受けたことがあるのか、お二人のうちどちらでもよろしいから、御答弁を願ひたい。

○山内政府委員 本条につきましては、法務省あるいは警視庁等ともいろいろ協議をいたしておるところでございます。現在までの百三十二条の解釈につきましては、大体におきましてたゞいま警視庁長がおっしゃられたまふような解釈であつたわけでございますが、最近こういう免許企業に対しましては、たゞ道路運送法の問題だけではないのでございまして、たとえば贓物故買といふような古道具屋のようなものもそれに入りまして、そういうふうなものにつきましてもいろいろ判例を調査いたしておいて、先ほど關谷先生から言われましたように、学説をいたしましてはそれに関連いたしましていろいろあるわけでございます。最近の判例におきましては処罰できるといふような方向に持っていく判例が非常に多いとわれわれ見ているところでございます。それにつきましては将来とも各方面と連絡をいたしまして、さらに研究を進めてみたいと思ひます。

○關谷委員 こういうふうな重大なことが、また相談をしておるうちに、おひい解釈が變つてくる、判例が變つてくる、もちろん憲法の解釈でも變つてくるので、これはあるいはそういうふうなことになるのかもわかりませんが、これにつきましては早急に警視庁と交通部長と局長との間で打ち合せをして、そしてそういうふうな判例があるといふのなら、その判例も一応私たちが参考に資料として次の機会にいたしたいと思ひますし、早急にこの解釈をはつきりとしまして、ほんとうに確立した解釈のもとに取締りをする、こういうふうなことに持つていってほしいと思ひます。これは早急にそういうふうな打ち合せをして、その結果を提出してもらいたいのであります。いつごろその結論が出るか、この点一応期限を付して、いつごろまでにはそういうふうなことをするといふ見通しをつけてもらいたいと思ひます。

○山内政府委員 本件につきましては、刑事局と検察庁あるいは法制局とも十分連絡をいたしまして、ただいまの日程その他につきまして、關係官庁がご

ざいますので、後刻御報告申し上げたいと思ひます。

○關谷委員 警視庁長が見えておりますので、ついでにもう一点お尋ねしておきたいのであります。自動車の運転者の就業免許制度、これは以前にもこういう制度があつた時代があるのでありますけれども、現在はなくなつておるのであります。バスとかタクシー、ハイヤーといふふうな人命を預かる運転手については、経験とかあるいは年令その他技術、學術等、そういうふうな面から高級の免許制度を規定すべきであるといふふうな意見も非常に強いのであります。こういう点につきましては、ことにこのように免許等を下しますのがあなたの所管でもありませんし、こういう事故をなくして、みんなが安心して乗れるといふようなことにいたしたいと思ひます。この目的に沿うゆゑである、私たちがこのようにも考へるのであります。この点について警視庁当局の御意見を伺つておきたいと思ひます。

○手柴参考人 旅客を運送するタクシーあるいはバス等の運転手には、普通の運転手以上にさらに高級の就業免許を要する、こういう趣旨だと思ひますが、これは御説のように従来はそれがございまして、終戦後免許法が一本になつておるわけでございますけれども、私も私どももいたしまして、先ほどの件数の中にもございまして、先ほどの事故は非常に多いのでございまして、そういう面からあるいは年令なりあるいは法令その他についての認識なりをいさし高度のものにして、就業免許の制度の確立が望ま

しいと思ひます。

い、かように考えまして、これは檢察庁にも意見を何回か具申して御相談をいたしまして、研究をしていただいておりますと考えております。

○關谷委員 今タクシーにときどき乗ると、窓ぎわに優と書いてあるのがあります。そういうのを見て、あれは車体の整備ができておるといふのか、運転手の技量その他がよいということになつておるといふのか、いずれか私たちは知りませんが、あのような方をとらうというふうなことをあなた方が考えておられるということは、とりもなおさず事故を防止する、一般大衆に安心感を与えるということが第一目的であらうと考へるのであります。あのようなことをやられるといふのは、とりもなおさず就業免許制度を確立して、一段と高級な免許制度を出さうといふふうな考へではないのであらうかと私たちは考へるのであります。まず制度と申しますよりも、実質的にあつていことをやつて、この制度に近づいていこうといふことを考へておられるのかどうか。そうしてあの優といふのはどういふふうなことで渡したのか、どういふ基準によつて出しておられるのか、この点と両方お尋ねをいたしたいと思ひます。

○手柴参考人 タクシーの前方に優の字をくつつけておりますのは、昨年の七月からであつたと思ひますが、あつたという制度を設けた。これはタクシー、あるいはその他の車もそうでありまして、違反をする者については、特に悪質な者は相当嚴重な取締りをいたしております。しかしながら反面交通事故も起さない、また違反もやらないとい

う優良な運転手を顕彰することによつて、他の運転手の模範たらしめて、違反や事故を起す者を少くしようという趣旨で、あの制度を始めたのであります。従ひましてこれは車の整備その他が優秀であるのではなく、その運転手を優秀なりとして表彰したものであります。これは当時ラジオでも何回かやりましたし、また新聞等にも相當書いていただきました。その趣旨はだいたいお宣はしたつもりでございます。車がいいということではなく、運転手がいいということでございます。

○松山委員長 ちょっと申し上げます。手柴参考人は會議を主宰しておられて、その會議が始まるようでございますから……。

○關谷委員 もう一点、そうしたらこれは要望であります。今私が申し上げた就業免許制度というふうなもの考へられておられるようでありますので、この点実現のためにこれからは努力をしていただきたいと思いますので、その希望を申し上げておきます。なお、他にお尋ねしたい点が二、三あるものであります。あなたの時間がかかりますので、あつた機会に譲ります。今の就業免許制度につきましても、これを實現するために努力をしていただきたいと思います。このことを重ねて申し上げ、私の質問を打ち切りたいと思ひます。

○青野委員 關連。手柴警邏交通部長にこの際一言お尋ねしておきたいと思ひます。都合によつたら、お會議の關係もありませんので、明日もう一べん御出席をわすらすようになるかもわかりません。

このころ流しのタクシーに乗つてお

りますと、客席に電灯がついておる。私は津田さんが警邏交通部長をしておるときに聞いたのであります。自動車の運転手の交通違反だけを嚴重に取締るといふことは必要でありませんが、日本人がおもてなしたというわけではありません。酔つぱらった外国人がよく運動手に危害を加へる、そういうためには室内の電灯などは間に合

わぬから、まづかな電灯でも自動車の上につけて、足で踏んだら、今自分の車が走つておられるけれども、とにかく危害を加へられつゝあるということが、通行人でも交番でもそのあかりを見ればすぐわかり、救助に飛び出してくるといったような方法が必要ではないか、こういうことを私は運輸委員會で一度質問したことがあります。それは実施されておりましたが、うしろからハンマーでたたかれたり、木刀でたたかれたりして、気の毒な運転手は殺される。あり金を全部取られる。そのほとんど十中八、九までは米人關係というふうなことを新聞でよく見るのです。が、こういう点についてどういふことが考へになつておるかということが

それから道路交通取締りによつていろいろな違反事項が――先ほどの山口委員の質問に答へられて、たとえば前方を不注意のために事故を起した、信号無視、追い越し、その他いろいろと私は御答弁を聞いております。そういうこともございますが、今の歩合制度というものが非常に不必要に違反を多くしておる。それで統計をとつてみて、たとえば東京都内の自動車の運転手、これはハイヤー、タクシーに限つておりませんが、大ざっぱに言つて歩

合制度は大体どのようになつてゐるか、本給は大体どれくらいになるか。これは二十四時間制度になつておりますために運転手も非常に疲れて、前方を注意しなければならぬと思ひながら、往々にして不注意による事故を起すといふことも、やはり疲労の關係が重大な原因をなしておると思ひます。が、こういう点が一つ。きょう御答弁の日でもおいでになるときに、そういう答弁内容の資料をそろえていただきましたと希望いたします。

それからもう一つ、交通巡査の俸給の割増率は、津田さんのときも、私自分に直接關係のあつたことですから御質問いたしました。運転手による自動車の交通違反がどのほうをつかまえたときよりも、給与に対する割増率が非常にいいといふことをその当時聞いておりました。ピストルやあいくちを持っておる強盗、どろぼうをつかまえて、給与の割増しは、どこが標準になつておるか知りませんが、当時二・五、運転手は無抵抗で武裝しておらぬのをじつと見ておつて、そうしてすぐ

に飛び出していつとつかまえて、これが三・五の歩増し、そういうふうなことで、特に親のかたきのように交通巡査から運転手がにらまれておるのではないかといふような質問もしたことがありますが、今までは乗客が乗りおりする場合は、そのところで二分間と標準をきめておつたが、今のよう

にハイヤー、タクシーが一万をこすといふようなことになつては、毎日運転手は違反々々で罰金ばかりやられるから、大体六分間程度は大目に見るとい

うことにしておりますという答弁でした。ところがそれが交通巡査の諸君に徹底を欠いておつた關係で、一分ないじ二分ぐらゐで、ここは自動車をためて客を乗せてはいけないのだといつて、免許証を取り上げるといふ行き過ぎた点も私は二、三知つておるのでありますが、今の場合はどのようになつておるか。それから自動車の運転手を違反でつかまえたときには、交通巡査の給与がどの程度の割増しになつておるか。強盗をつかまえたときには幾ら、どろぼう、すり、かっぱらい、殺人、凶悪犯人をつかまえたときには、給与に対してどの程度の割増しをやつておるか。それからどろぼうと比較して運転手の方が率がいいといふことになると、いやでも自動車の運転手は目のかたきにされる。私が質問した当時にはそういうときがあつたのです。そういう点を、明日でも運輸委員會に御出席していただくようになりました節は、運輸委員會の各委員の人も全員がやはりそういうことを知つておく必要があるから、御迷惑でも警邏交通部長から一つこの点の御答弁を願ひたいと思つて希望を申し上げます。

○手柴参考人 最初の室内灯を現在タクシーにつけておるといふお話でございます。これは多分、あるいは私の記憶が間違つてゐるかも知れませんが、二月一日から実施したと記憶しております。新聞等でも御承知のように、自動車強盗で運転手が被害にかかると、非常に多いのでありまして、この防止のためにいろいろ考へまして、お説の警戒灯と申しますか、危険信号を出すという問題もございまして、それから明らかたたら犯人の心理と申し

七

ますか、明るいところではやりにくい。それからもしそういう被害があまりあっても、明るいバック・ミラーに大体の人相、風体が映りますので、あとで捜査あるいは検挙する場合に非常に工合がよろしいというふうなことで、これはもちろん法規には室内灯をつけろという規定はないのでありまして、つけてもよろしいしつけなくてもよろしいということになっておりますけれども、業者あるいは運転手の意見も聞きまして、一応これはつけて防止したい。その前にこれも統計ははっきり覚えておりませんが、つけないときに運転手の方で自発的に室内灯をつけておったがゆえに、強盗にあつて、人相などを見ておつて検挙ができたというだいたいの筋があつたのであります。つきました後の成績は、新開等に書かれることもだいたひ少なくなつておるのでありまして、皆様お気づきかどうかわかりませんが、被害はだいぶ減つております。これははつきりした数字は今持ち合せておりません。

それから交通取締りのために、どろぼろや強盗をつかまえたよりもっと率よくほうびをもらうというふうなお話でございますが、これは現在はいさよふなことはございませぬ。交通取締りによる割増しとか増俸というものはないのでありまして、もちろん成績を見る、警察官は野放しにしておれば全然成績は上らない、かようにお考えしておりますけれども、やはりある程度の実績を上げた人は見てやる。これはどの方面を見ましてもそうであるかと思ふのでありまして、警察にもやはり実績を上げた者は、その人の成績をよく見るといふ制度は持つております。しかし強盗や殺人あるいは強姦、どろぼうというものによる実績の評価と交通違反の実績の評価は、これは全然問題にならないほど差があるのであります。今その調べを持ち合せておりませんが、これも全然問題になりません。ただ交通取締りにいたしまして、運転手が交通事故を起してひき逃げをする場合がしばしばあるのでありまして、そういう者を捜査検挙した場合は、これは交通違反でありまして、も相当重く見ております。

それからタクシ一の運転手の給料の歩合であります。これは労働時間とか賃金とかいう関係は労働省でやつていただいております。私どもの方で直接これが調査はしておりませんが、最近では相当ふえたということをお聞きしております。しかし中には固定給三千円とか五千円で、あとは歩合、歩合もかせぎの多いほど率がよろしいというふうな制度のあることは聞いておりますけれども、これは直接私どもの方でやつておりませんので、大体そういう程度しか承知しておりません。

○松山委員長 参考人の方、ありがとうございます。本日はこれをもって散会いたします。

午後零時二十七分散会

〔参照〕
旅行あつ、旋業法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

第十八号中正誤	頁段	行	誤	正
第三條第一項	一	五	三	三
第三條但書	但書			但書